

種別	規則・手順	管轄	医療安全管理推進部会	担当	管理・業務部 医事担当
----	-------	----	------------	----	-------------

医療安全管理推進部会要綱

(目的)

第1条 埼玉県総合リハビリテーションセンター安全管理要綱第7条第1項の規定に基づき、医療安全管理推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2条 事故、インシデント、安全管理の用語の定義は、安全管理要綱に同じものとする。

(業務内容)

第3条 部会は次の事項を協議し、決定する。

- 一 医療安全管理推進室（以下「推進室」という）の年間行動目標の承認
 - 二 発生したインシデントや医療事故など（以下「医療事故など」という）への対応方針
 - 三 安全委員会への提案
 - 四 その他、安全管理に関すること。
- 2 事故などの報告を出しやすい環境を整備すること。
 - 3 推進室の業務を支援すること。

(組織)

第4条 部会は、次に掲げる職にあるものを持って構成する。

- 一 医療局長
 - 二 医療安全管理推進室長（以下、推進室長）
 - 三 診療部長
 - 四 歯科診療部長
 - 五 リハビリテーション部長
 - 六 看護部長
 - 七 医療安全管理者
 - 八 医薬品安全管理責任者
 - 九 医療機器安全管理者
 - 十 診療用放射線安全管理責任者
 - 十一 事務局担当者（医事担当）
 - 十二 その他部会長の指定する者
- 2 医療局長が空席の場合は、当該職の次席の者を医療局長の代替構成員とする。
 - 3 十二のその他部会長が指定する者とは、次の者のことをいう。
 - 一 一から十までの構成員の中に、薬剤師である薬剤科職員が含まれていない場合、薬剤科長

- 二 医療安全などの管理やシステム、事例分析に関して精通している者で、部会長が部会の運営上必要と判断し指名した者

(部会の運営)

第5条 部会長は、医療局長の職にある者を持って充てる。

- 2 部会長は、会務を統括し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故あるときは、推進室長がその任務を代行する。
- 4 緊急時で部会長、推進室長に事故あるときは、診療部長、以下第4条の番号順にその任務を代行する。

(部会会議)

第6条 部会長は、毎月1回会議を招集し、議長となる。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員（以下「構成員」という。）以外の安全推進員（以下「推進員」という。）や関係者などの出席を求めることができる。
- 3 部会は部会長、診療部長のいずれか1名、推進室長、医療安全管理者のいずれか1名、歯科診療部長、看護部長のいずれか1名の3名を含む過半数の構成員が会議に出席した場合に会議成立とする。
- 4 部会の決定は、出席者の過半数の賛成を要するものとする。
ただし、要綱の改正・改訂にあつては、出席者の3分の2以上の賛成を要するものとする。

(報告・意見)

第7条 部会長は、部会の協議結果を安全委員会委員長に報告するものとする

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、安全管理に関する情報をセンター内に提供することができる。

(医療安全管理推進室への実務委任)

第8条 部会は、安全管理業務を効果的かつ速やかに推進するために、本要綱第3条で決定した事項の計画・実行・評価・改善は推進室に委任する。

(医療安全管理推進室長の業務)

第9条 医療安全管理推進室長は次の業務を行う。

- 一 部会長の補佐
- 二 推進室の管理・運営
- 三 部会と推進室の調整
- 四 部会への報告
- 五 医療安全管理者への支援
- 六 医薬品安全管理責任者への支援
- 七 診療用放射線安全管理責任者への支援

(医療安全管理者の業務)

第10条 医療安全管理者は次の業務を行う。

- 一 部会員
- 二 安全管理業務の年間計画案の作成
- 三 安全管理業務についての企画・立案・評価
- 四 各部署・各部門（以下「各部門」という）における安全管理対策の実施状況の把握・分析
- 五 安全管理の確保のために必要な業務改善などの具体的対策の推進
- 六 各部門における推進員への支援
- 七 安全管理の体制確保のための各部門との調整
- 八 職員研修の企画・実施
- 九 安全管理に活用できる資料の収集と提供
- 十 発生した医療事故などの情報の収集
- 十一 発生した医療事故などのうち、分析が必要と認めるものについての分析と対策の支援
- 十二 相談窓口担当者との連携
- 十三 安全管理に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制の支援
- 十四 その他、安全管理業務に関することの相談・支援・指導

(医薬品安全管理責任者の業務)

第11条 医薬品安全管理責任者は次の業務を行う。

- 一 部会員
- 二 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書（以下「手順書」という）の作成
- 三 手順書に基づく業務の実施
- 四 職員に対する医薬品の安全使用のための研修の実施
- 五 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集
- 六 各部門の推進員などに対し医薬品の安全使用を目的とした業務の支援・指導
- 七 その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策など
- 八 その他、医薬品の安全使用のための相談・支援・指導

(医療機器安全管理責任者の業務)

第12条 医療機器安全管理責任者は次の業務を行う。

- 一 部会員
- 二 職員に対する医療機器の安全使用のための研修の実施
- 三 医療機器の保守点検に関する計画策定や保守点検の適切な実施
- 四 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集
- 五 各部門の推進員などに対し医療機器の安全使用を目的とした業務の支援・

指導

- 六 その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策など
- 七 その他、医療機器の安全使用のための相談・支援・指導

(診療用放射線安全管理責任者の業務)

第13条 安全推進員は次の業務を行う。

- 一 部会員
- 二 診療用放射線の安全使用のための業務に関する指針（以下「指針」という）の作成
- 三 放射線診療を受ける者の「被ばく線量の管理及び記録」の実施
- 四 放射線診療に従事する者に対して診療用放射線の安全利用のための研修の実施
- 五 診療用放射線の安全使用のために必要となる情報の収集
- 六 各部門の推進員などに対し医療機器の安全使用を目的とした業務の支援・指導
- 七 その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策など
- 八 その他、医療機器の安全使用のための相談・支援・指導

(安全推進員の業務)

第14条 安全推進員は次の業務を行う。

- 一 推進室で行う対策などを所属する部門内に周知し、実行・推進すること
- 二 部門内で解決した問題、改善事項や前項の進捗状況などを推進室に報告すること
- 三 推進室へ提案を行うこと
- 四 安全管理上の事項で他部署との検討が必要な場合、その調整を行うこと
- 五 四で解決が困難な場合、推進室へ支援を要請すること
- 六 部門内で発生した事故などを確認し、調査の支援をすること
- 七 発生した事故の事故調査の支援をすること
- 八 その他、推進室の活動に協力しセンターの安全管理対策を推進させること

(事務局業務)

第15条 部会の事務局業務は、管理・業務部医事担当において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年5月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行とともに、埼玉県総合リハビリテーションセンター医療事

故防止対策部会設置要領は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。